

本市におけるイベント開催制限、施設の使用のあり方について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

国から令和5年1月27日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」等が示され、また、神奈川県においては同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が示されたところです。

本市においても、原則として国の事務連絡等に基づき、令和5年1月27日以降、次のとおり、本市主催イベントの開催制限等を行っていくものとします。

なお、指定管理者が実施するイベント、施設等についても同様の取扱いとします。

【イベントの開催制限の目安】

			感染防止安全計画を策定し、神奈川県による確認を受けた場合（※1）	その他の場合（神奈川県が定める感染防止策チェックリストを公表することが前提）
1	本市が緊急事態措置区域に該当する場合	時 短	原則要請なし（※2）	原則要請なし（※2）
		人数上限（※3）	10,000人（対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（※4）	5,000人
		収容率（※3）	100%（※5）	大声なし：100% 大声あり：50%
2	本市がまん延防止等重点措置地域に該当する場合	人数上限（※3）	収容定員まで（※6）	5,000人
		収容率（※3）	100%（※5）	大声なし：100% 大声あり：50%
3	本市がその他の区域に該当する場合	人数上限（※3）	収容定員まで（※6）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きいほう
		収容率（※3）	100%	

*遊園地やテーマパーク等については、神奈川県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することもある

（※1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（※2）神奈川県知事の判断により要請が行われた場合にはその要請内容に従うものとする。

（※3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（※4）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。県知事の判断により、対象者全員検査の活用を行わない場合もある。

（※5）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提となる。

（※6）地域の実情に応じて、神奈川県知事の判断により、人数上限の制限が行われることもある。

【施設の使用の目安】

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

イベントの開催を目的とする施設の使用については、上記イベントの開催制限の目安のとおり
の取扱いとする。

その他の施設の使用にあたっては、業種別ガイドラインを遵守すること。

※留意事項

本市に適用される区域等が変更となる場合において、既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。